

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 8 月 31 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1700083号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1700017号

第1 結論

昭和51年4月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金の定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年4月から昭和52年3月まで

私は、勤め先を退職した直後の昭和51年4月に、当時居住していた市の出張所で国民年金の任意加入手続を行い、併せて付加保険料を納付する申出を行った。請求期間の国民年金の定額保険料及び付加保険料は、送られてきた納付書により、自宅近くの銀行で定期的に納付していた。

請求期間当時、生後間もない子供が寝ている間に、保険料を納付するため急いで銀行へ出かけていたことを鮮明に覚えているにもかかわらず、請求期間が未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和51年4月に、国民年金の任意加入手続に併せて付加保険料を納付する申出を行い、請求期間の定額保険料及び付加保険料を定期的に納付していたと主張しているところ、
i) 国民年金任意加入手続については、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和51年4月26日に行われたと推認されること、
ii) 付加保険料の申出については、請求者から提出された年金手帳(写)に「㊦昭和51年4月26日」と印字されていることが確認できることから、請求者の主張と一致している上、当該手続時点において、請求期間の定額保険料及び付加保険料は、現年度納付により納付することが可能である。

また、請求者は、国民年金に任意加入して以降、請求期間を除き、国民年金任意加入期間中の定額保険料及び付加保険料を全て納付していることから、請求者の国民年金保険料の納付意欲は高かったものとうかがわれ、請求者が、12か月と短期間である加入直後の請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金の定額保険料及

び付加保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1700076号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700088号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年5月21日から平成26年4月11日まで

私は、A社において、平成24年4月11日から平成26年4月10日まで勤務していた。

厚生年金保険の記録では、A社での資格喪失日が平成25年5月21日となっているが、平成26年4月10日まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、同年4月11日を資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B市から提出された請求者に係る国民健康保険資格取得届(写)の「前の勤務先・保険者等」欄に、A社の記載があることから、請求者は、請求期間において同社に在籍していたことはいかがえる。

しかしながら、元事業主は、請求者とは業務委託関係にあったものの、厚生年金保険に加入させていたが、請求期間については、厚生年金保険料を控除していなかったと回答しているところ、元事業主から提出された平成25年5月分の給料台帳(写)によると、請求者の給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、日本年金機構は、平成28年2月1日に受け付けた請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日を平成25年5月21日とする認定を行ったことについて、事業所における破産手続開始申立手続について委任を受けた弁護士と連絡確認し、上記の平成25年5月分の給料台帳(写)を基に適正に資格喪失届の処理を実施した旨回答していることから、平成25年5月21日付けをもって厚生年金保険の被保険者資格要件がなくなったことが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。